

柔道整復に係る療養費の概要

1 支給対象

柔道整復の対象疾患は、骨折、脱臼、打撲、捻挫。

骨折及び脱臼については、医師の同意が必要。（応急手当を除く）

2 支給額

各保険者は、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（厚生労働省保険局長通知）に基づき支給額を決定。

3 支給方法（受領委任払い）

療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、保険者へ請求をおこない支給を受ける償還払いが原則。

柔道整復については、例外的な取扱いとして、保険者等からの委任を受けた地方厚生(支)局長及び都道府県知事と柔道整復師が協定（契約）を結び、患者が自己負担分相当額を施術者に支払い、施術者が療養費を保険者に請求する受領委任形式により支給。（昭和11年から実施）

4 審査

審査体制の充実のため、各都道府県に審査委員会を設置。

5 指導監査

受領委任の契約の当事者である地方厚生(支)局長、都道府県知事が指導監査を実施。

6 請求件数等(推計)

柔道整復に係る療養費（平成21年度）

○ 件数 約 4, 734 万件

○ 金額 約 4, 023 億円

（対前年度伸び率 2. 3 % 国民医療費に占める割合 1. 12 %）

○ 負傷種類別支給額割合 骨折及び脱臼 0. 5 %

（平成21年10月サンプル調査）

打撲 29. 0 %

捻挫 70. 5 %

（参考）就業柔道整復師数（平成22年12月末）

約50千人（施術所数 約38千カ所）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定について

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	・初検料(1,240円) (時間外、夜間、休日の加算あり) ・初検時相談支援料(50円)	・再検料(270円)	
	・往療料(1,860円)(往療距離等の加算あり)		
施術の内容や部位数 によるもの		・後療料 ※3部位以上、5ヶ月超は通減の対象	
	・整復料(骨折・脱臼) ・固定料(不全骨折) ・施療料(打撲、捻挫)		
	・冷電法料(80円)、温電法料(75円)、電療料(30円) ※3部位以上、5ヶ月超の長期は通減の対象		
	・骨折、脱臼、不全骨折の固定の ための金属副子等を使用した場 合の加算		
	・骨折、脱臼、不全骨折の応急施 療を行った後の保険医療機関へ の文書による患者紹介を行った 場合の情報提供料(1,000円)		

○柔道整復師の施術料金の算定方法

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（平成２２年６月１日適用）

初検、往療及び再検	
１．初 検 料	１，２４０円
２．初検時相談支援料	５０円
３．往 療 料	１，８６０円
４．再 検 料	２７０円

- 注１．当該施術所が表示する施術時間以外の時間（休日を除く。）又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に５４０円又は１，５６０円を加算する。ただし、午後１０時から午前６時までの間にあつての加算金額は３，１２０円とする。
- ２．初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。
- ３．往療距離が片道２キロメートルを超え８キロメートルまでの場合については、２キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に８００円を加算し、片道８キロメートルを超えた場合については、一律２，４００円を加算する。
- ４．夜間、難路又は暴風雨若しくは暴風雪時の往療については、所定金額（注３．による加算金額を含む。）のそれぞれ１００分の１００に相当する金額を加算する。
- ５．２戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第２位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。
- ６．再検料の算定は、初回後療日に限る。

骨 折	整 復 料	後 療 料
１．鎖 骨	４，１００円	６３０円
２．肋 骨	４，１００円	
３．上 腕 骨	９，０００円	
４．前 腕 骨	９，０００円	
５．大 腿 骨	９，０００円	
６．下 腿 骨	９，０００円	
７．手 根 骨、足 根 骨	４，１００円	
８．中手骨、中足骨、指（手・足）骨	４，１００円	

- 注１．関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。
- ２．医師により後療を依頼された場合で、拘縮が２関節以上に及ぶ場合の後療料は８５０円とする。

不 全 骨 折	固 定 料	後 療 料
1. 鎖 骨、 胸 骨、 肋 骨 2. 骨 盤 3. 上 腕 骨、 前 腕 骨 4. 大 腿 骨 5. 下 腿 骨 6. 膝 蓋 骨 7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、 指（手・足）骨	3, 0 0 0 円 7, 2 0 0 円 5, 5 0 0 円 7, 2 0 0 円 5, 5 0 0 円 5, 5 0 0 円 2, 8 0 0 円	5 3 0 円

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は750円とする。

脱 臼	整 復 料	後 療 料
1. 顎 関 節 2. 肩 関 節 3. 肘 関 節 4. 股 関 節 5. 膝 関 節 6. 手関節、足関節、指（手・足）関節	1, 8 0 0 円 6, 2 0 0 円 2, 8 0 0 円 7, 0 0 0 円 2, 8 0 0 円 2, 8 0 0 円	5 3 0 円

注 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。

打 撲 及 び 捻 挫	施 療 料	後 療 料
1. 打 撲 2. 捻 挫	7 4 0 円 7 4 0 円	5 0 0 円

注1. 不全脱臼は、捻挫の分に準ずる。

2. 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。

（打撲の部分）

頭部、顔面部、頸部、胸部、背部（肩部を含む）、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰殿部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部

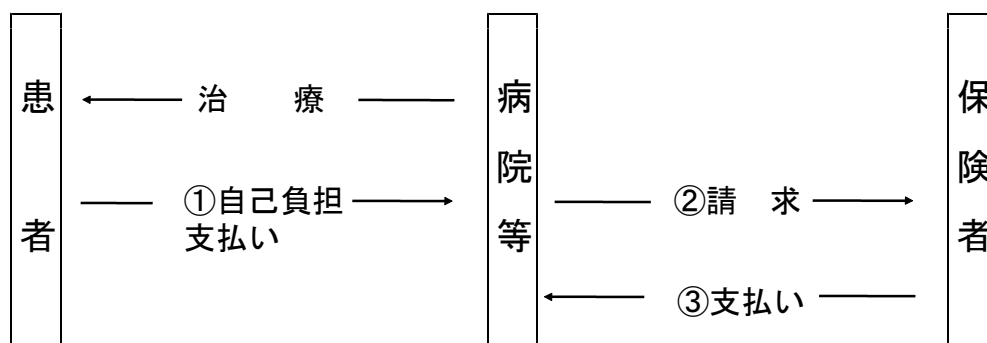
（捻挫の部分）

頸部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節

- 備考 1. 後療において強直緩解等のため、温電法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間を除き、1回につきそれぞれ75円又は30円を加算する。
2. 冷電法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき80円を加算する。
3. 施術部位が3部位以上の場合は、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の70に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。
4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の80に相当する額により算定する。
5. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3.及び備考4.による方法に代えて、あらかじめ地方厚生（支）局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温電法料、冷電法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。
6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副木（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に次の額を加算する。
- | | |
|----------------|--------|
| (1) 大型金属副子等の場合 | 1,030円 |
| (2) 中型金属副子等の場合 | 910円 |
| (3) 小型金属副子等の場合 | 680円 |
7. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、保険医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として1,000円を算定する。

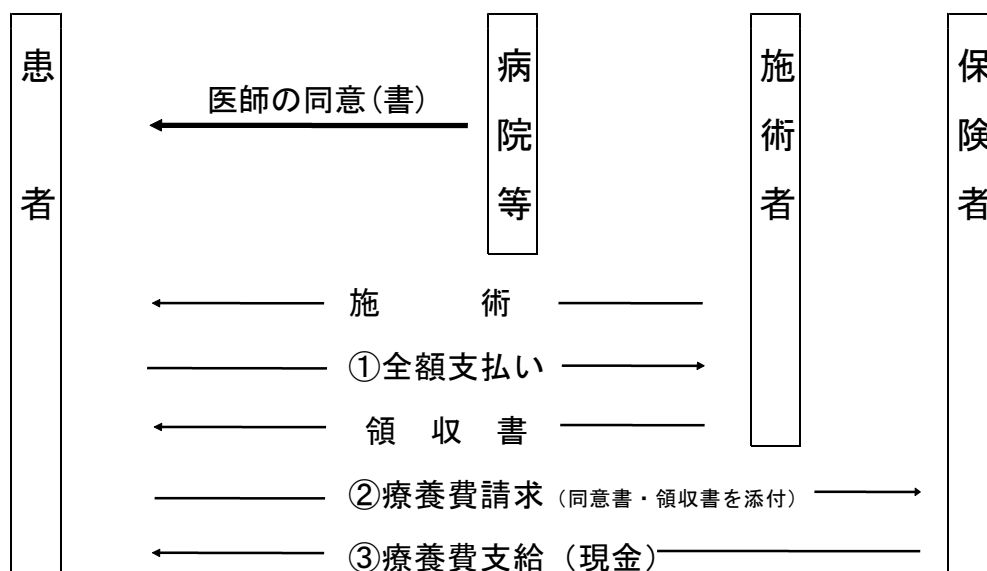
保険給付の支給の仕組み

1 保険医療機関等の療養の給付

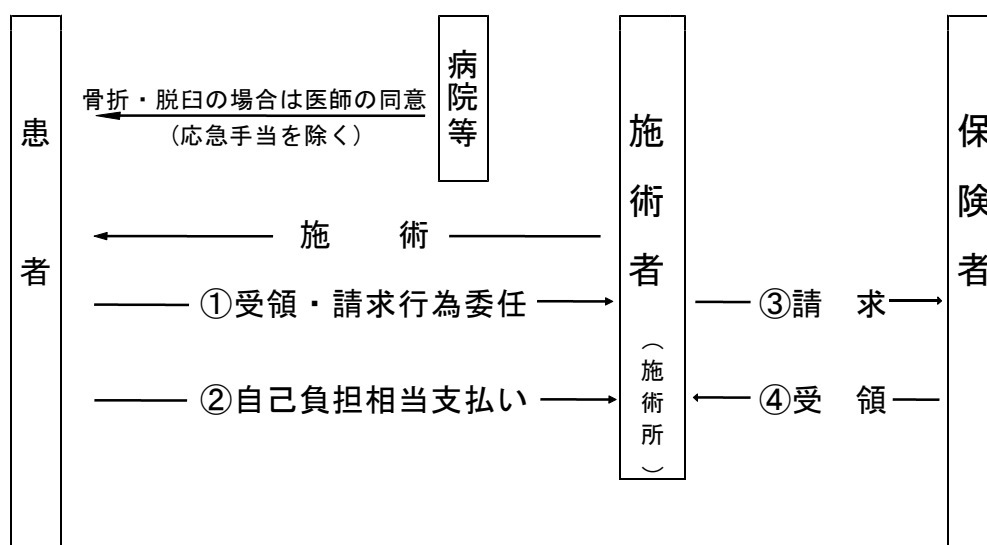


2 療養費

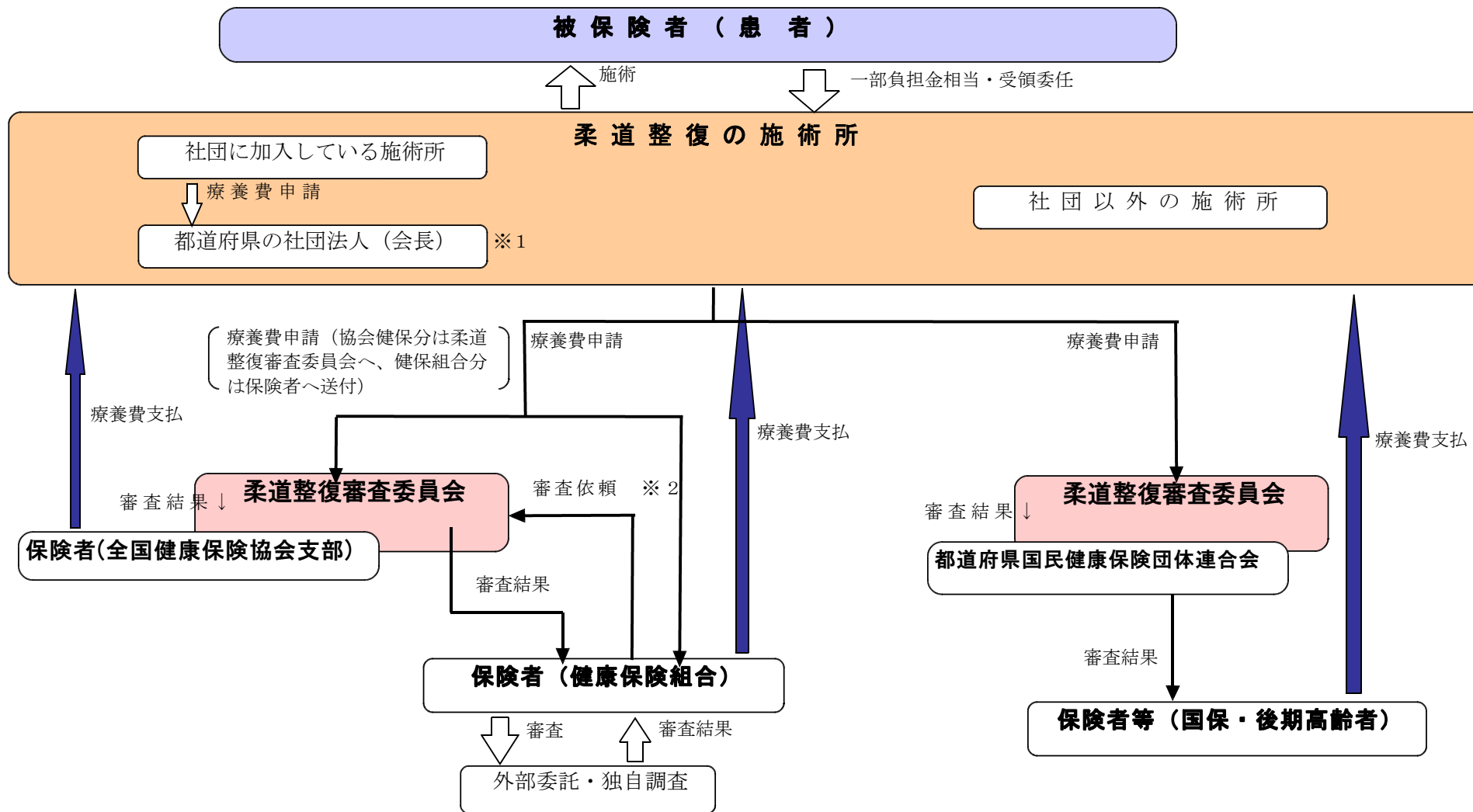
(1) はり、きゆう、マッサージ等の療養費払い



(2) 柔道整復の受領委任払い



柔道整復療養費支給申請の流れ



※１ 社団法人に加入している施術所に係る療養費の申請・支払いについては、都道府県の社団法人会長を経由して行われる。

※2 都道府県健康保険組合連合会会長から依頼のあった場合には、組合健保の療養費についても協会健保に係る柔道整復審査委員会で審査する。

※3 国保・後期高齢者にかかる療養費については、都道府県との協議により協会健保に係る柔道整復審査委員会で審査することができる。

柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の推移(推計)

(金額：億円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国民医療費	321,111	331,289	331,276	341,360	348,084	360,067	374,000
対前年度伸び率	1.8%	3.2%	-0.0%	3.0%	2.0%	3.4%	3.9%
柔道整復	3,370	3,493	3,630	3,830	3,933	4,023	4,075
対前年度伸び率		3.6%	3.9%	5.5%	2.7%	2.3%	1.3%
はり・きゅう	162	191	221	247	267	293	317
対前年度伸び率		17.9%	15.7%	11.8%	8.1%	9.7%	8.2%
マッサージ	215	250	294	339	374	459	517
対前年度伸び率		16.3%	17.6%	15.3%	10.3%	22.7%	12.6%

(注1) 厚生労働省保険局医療課とりまとめの推計

(注2) 平成22年度の国民医療費については、平成21年度の国民医療費に平成22年度のMEDIASの医療費(概算医療費)の対前年度伸び率を乗じて推計。

(注3) 柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の療養費の算出について

- ・平成22年度の柔道整復、はり・きゅう、マッサージについては、全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合、については給付費の速報値等を基に推計し、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。
 - ・平成21年度以前の全国健康保険協会管掌健康保険(平成20年9月以前は政府管掌健康保険)、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合、については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。
- なお、平成19年度以前の健康保険組合及び国民健康保険については、柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の統計が無いため、健康保険組合については、療養費総額の実績値に政府管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計、国民健康保険については、療養費総額の実績値に標本調査に得られた国民健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じて推計。
- ・また、平成21年度以前の船員保険、共済組合については、柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の統計が無いため、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

柔道整復療養費等の見直し

○平成21年11月 行政刷新会議の指摘

- ・ 柔道整復療養費は国民医療費の伸びを上回る勢いで増加。
- ・ 請求部位数の地域差が大きい。→ 多部位請求の適正化など給付の適正化が必要。



○平成22年療養費改定における対応(±0%、医科外来の改定率0.31%)

- ① 多部位請求の適正化
 - 4部位目の給付率の見直し(33%→0%)
 - 3部位目の給付率の見直し(80%→70%)
- ② その他の適正化事項
 - ・ 領収書の無料発行を義務付け
 - ・ 明細書については希望する者に発行を義務付け
 - ・ 骨折・脱臼の医師の同意を施術録のみならずレセプトにも記載。
 - ・ レセプトに施術日を記載。
 - ・ 不正等があった場合に施術所の管理者だけでなく開設者の責任も問えるようにする。
 - ・ 申請書様式の統一(経過措置あり、平成23年7月施術分より完全実施)

行政刷新会議における柔道整復療養費の事業仕分けについて

○ 予算担当部局提出資料

③ 柔道整復師の療養費について保険からの給付を適正化する

C 柔整療養の状況

都道府県名	1部位		2部位		3部位		4部位	
	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)	件	割合 (%)
計	6,390	10.8%	22,464	37.8%	27,307	46.0%	3,232	5.4%
徳島	16	2.8%	113	19.5%	428	74.2%	20	3.5%
兵庫	67	3.4%	350	18.4%	1,335	68.7%	184	9.5%
～	～	～	～	～	～	～	～	～
愛媛	124	21.7%	329	57.5%	113	19.8%	6	1.0%
岩手	28	20.4%	83	60.6%	24	17.5%	2	1.5%

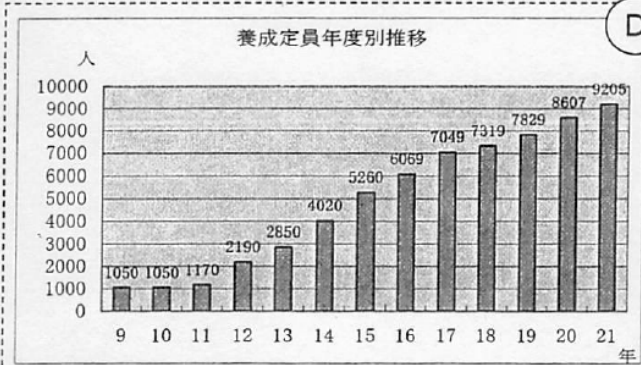
※「平成20年度 療養費の頻度調査」より

柔道整復師(いわゆる接骨院)による打撲、ねんざ等の治療には、1回の治療で多くの部位(肩、腰、ひざなど)の治療費を請求する事例が、地域によって多く見られる現状。(年間の医療費は約3400億円)

E

		～4年5月	～8年6月	～12年6月	～14年6月
多部位	1部位目	100%	100%	100%	100%
	2部位目	100%	100%	100%	100%
	3部位目	100%	80%	80%	80%
	4部位目	100%	50%	45%	33%
	5部位目	100%	25%	—	—
	6部位目～	100%	—	—	—
長期	期間	—	5ヶ月超	5ヶ月超	5ヶ月超
	減額割合	—	80%	80%	80%

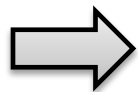
現在は、4部位目は請求の理由・状況を説明させた上で、給付率は33%としている。



柔道整復師の新規養成数が過去10年で約9倍に急増

●例えば、現在の4部位目と同様、3部位目の請求の際に、状況・理由を報告させ、給付率を33%とすることとしてはどうか。

○ 評価結果



結果:見直しを行う

柔道整復師の3部位請求に対する給付見直し

平成 21 年 11 月行政刷新会議指摘後の 請求部位数の地域差の推移について

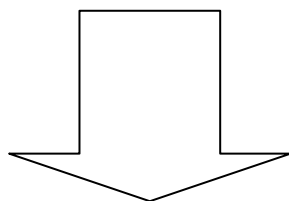
平成 21 年行政刷新会議での指摘

- ・ 柔道整復療養費は国民医療費の伸びを上回る勢いで増加。
- ・ 部位別請求の地域差が大きい。
 - 多部位請求の適正化など給付の適正化が必要。

○ 3 部位以上請求の割合について

【平成 20 年 10 月】

19%（岩手県）から 79.5%（大阪府）までの差 → 約 4 倍
全国平均 51.4%



【平成 21 年 10 月】

18.8%（岩手県）から 80%（大阪府）までの差 → 約 4 倍
全国平均 50.8%

【平成 22 年 6 月】

療養費改定による多部位請求の対応

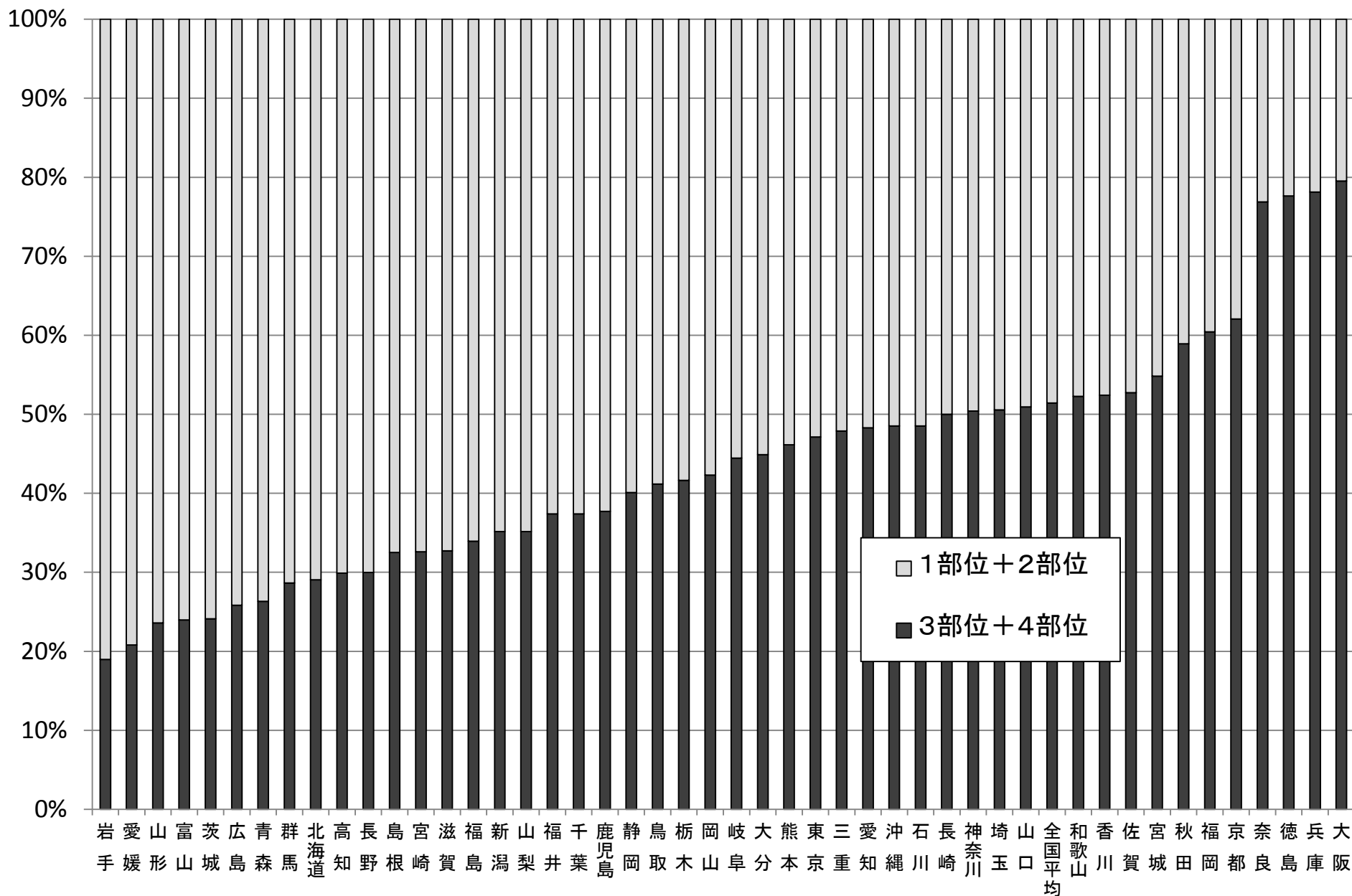
【平成 22 年 10 月】

15.6%（岩手県）から 74.5%（大阪府）までの差 → 約 5 倍
全国平均 46.8%

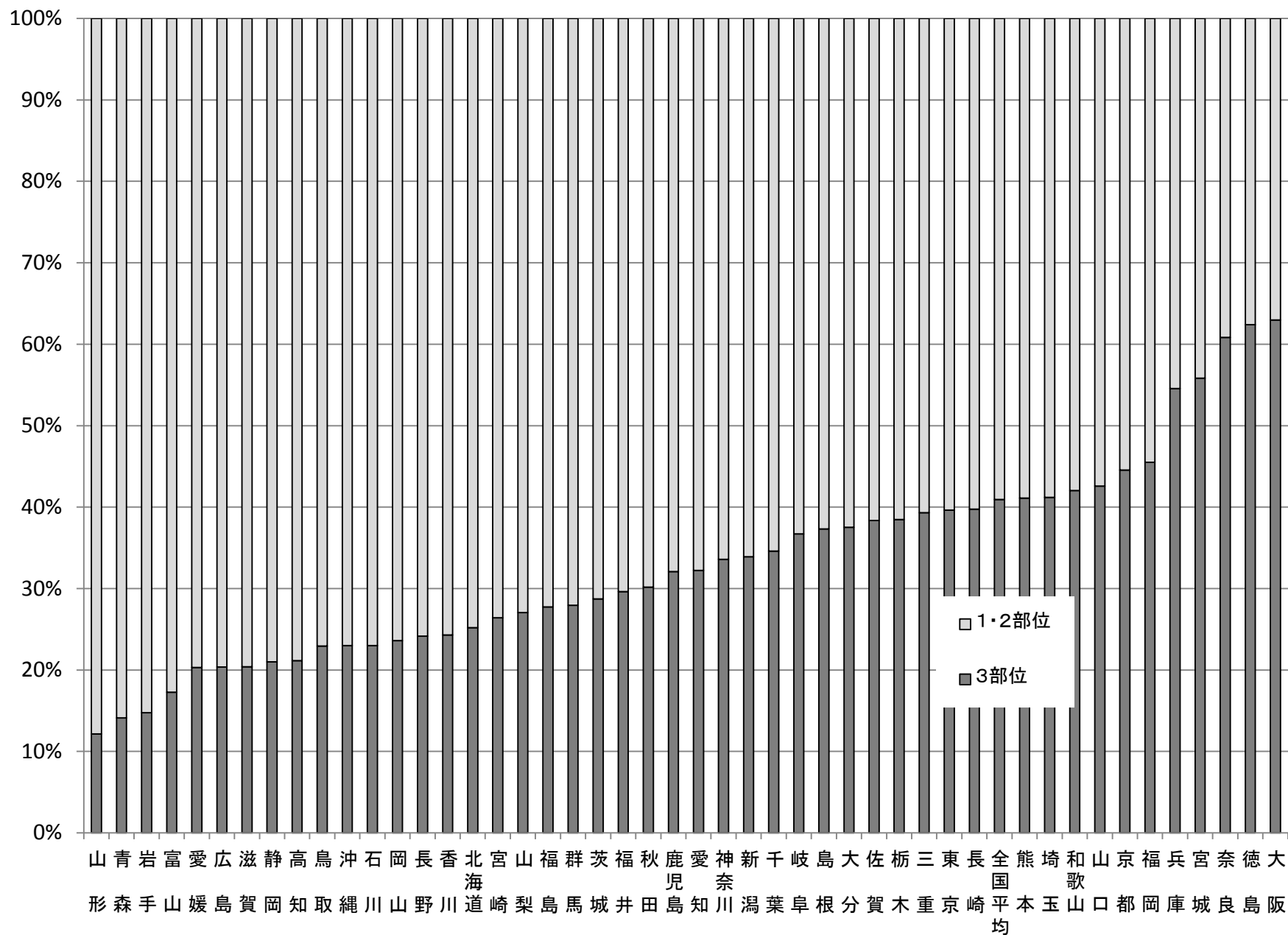
【平成 23 年 10 月】

12.2%（山形県）から 63%（大阪府）までの差 → 約 5 倍
全国平均 40.9%

柔道整復療養費 都道府県別の請求部位数の分布（平成20年度）



柔道整復療養費 都道府県別の請求部位数の分布（平成23年度）



(参考)平成21年度決算検査報告(抜粋)(22年11月5日)

柔道整復師の施術に係る療養費の支給について(厚生労働大臣あて)

(中略)

3 本院が表示する意見

厚生労働省において、柔道整復療養費の支給を適正なものとするよう、次のとおり意見を表示する。

ア 柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲を例示するなどして、算定基準等がより明確になるよう検討を行うとともに、長期又は頻度が高い施術が必要な場合には、例えば、申請書にその理由を記載させるなどの方策を執ること

イ 保険者等及び柔整審査会に対して、点検及び審査に関する指針等を示すなどして、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査を行うよう指導するなどして体制を強化すること

ウ 保険者等に対して、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であることを被保険者等に周知徹底するよう指導すること

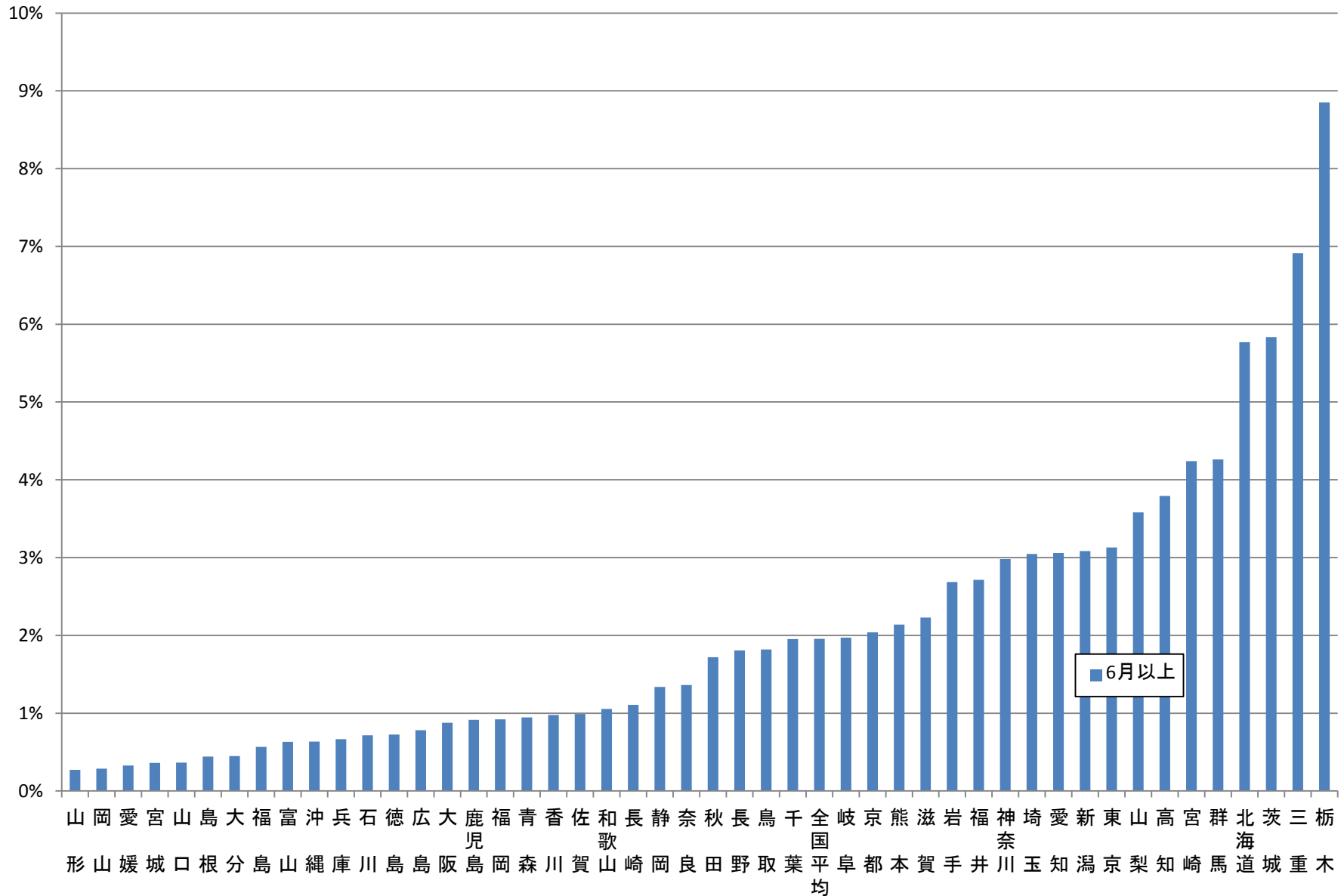
平成 2 1 年度決算検査報告への対応について

(柔道整復師の施術に係る療養費の支給について (厚生労働大臣あて))

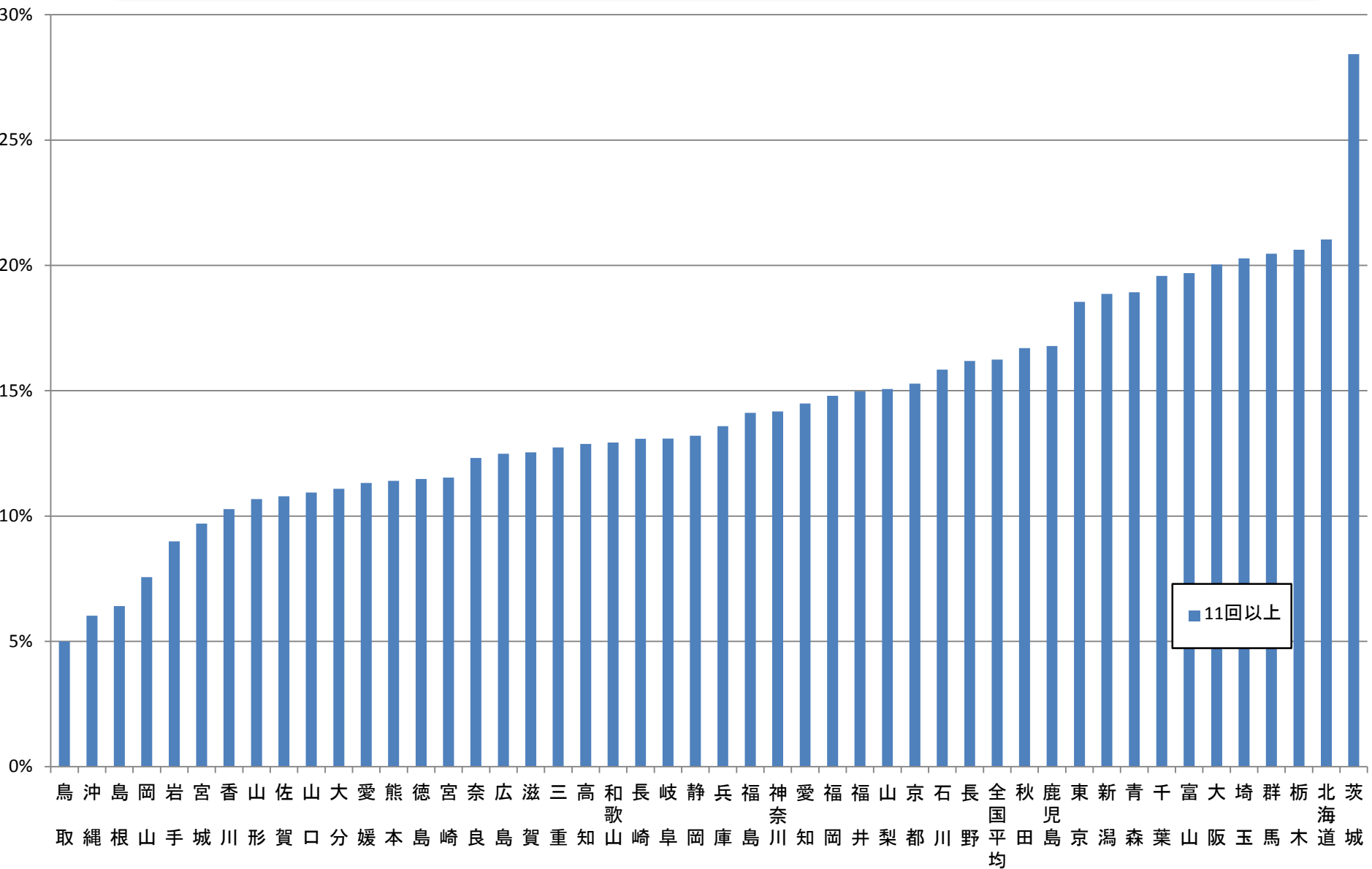
3 本院が表示する意見	対 応
ア 柔道整復療養費の支給対象となる負傷の範囲を例示するなどして、算定基準等がより明確になるよう検討を行うとともに、 <u>長期又は頻度が高い施術が必要な場合には、例えば、申請書にその理由を記載させるなどの方策を執ること</u>	・ 算定基準の明確化については、同時に複数力所を捻挫、打撲した場合の取扱い等について、疑義解釈資料により周知。(事務連絡)
イ 保険者等及び柔整審査会に対して、点検及び審査に関する指針等を示すなどして、施術が療養上必要な範囲及び限度で行われているかに重点を置いた点検及び審査を行うよう指導するなどして体制を強化すること	・ 柔整審査会の審査要領において、頻回施術について、重点審査項目として位置づけるとともに多部位、長期、頻回施術について特に重点的に審査する項目として位置づけた。(通知) ・ 多部位、長期又は頻度の高い傾向の施術についての患者や施術所への文書照会等について、保険者の取組を促進するため、患者調査の手法の参考例とともに患者に対する文書照会のための様式を示した。(通知) ・ 柔整審査会設置要綱に施術担当者を代表する委員について、受領委任の取扱いの中止措置を受けていないことを条件とする旨を明記した。(通知)
ウ 保険者等に対して、内科的原因による疾患並びに単なる肩こり及び筋肉疲労に対する施術は柔道整復療養費の支給対象外であることを被保険者等に周知徹底するよう指導すること	・ 保険者に対し柔道整復療養費の支給対象となる負傷等について、被保険者等に対して周知するためのパンフレットのひな形を示した。(通知)

※下線部分については、未対応。

柔道整復療養費(打撲・捻挫) 都道府県別の施術期間(6ヶ月以上)の割合 (平成23年10月)



柔道整復療養費(打撲・捻挫) 都道府県別の施術回数(月11回以上)の割合 (平成23年10月)



議論の整理（抜粋）

平成23年12月6日
社会保障審議会医療保険部会

社会保障審議会医療保険部会は、「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日政府・与党社会保障検討本部決定。以下「成案」という。）を受けて、本年7月21日以降、成案の具体化に向けて審議を重ねてきた。以下、当部会におけるこの間の議論を整理する。

（中略）

6. 給付の重点化・制度運営の効率化

医療費は増大する一方で、厳しい経済情勢を反映し、保険財政は非常に厳しい現状にある。また、今後は、更なる高齢化の進展、医療の高度化、医療提供体制の機能強化等により、医療費が増加することが見込まれている。このような中、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な医療保険制度とするためには、必要な機能の充実を図りつつ、給付の重点化・制度運営の効率化も併せて行っていくことが必要である。

成案においても、このような観点から、重点化・効率化を同時に実施することとされており、受診時定額負担のほか、次のような項目が盛り込まれており、議論を行った。

このほか、行政刷新会議等においても、給付の重点化・制度運営の効率化に関する施策が求められている。

（中略）

（療養費の見直し）

- 柔道整復等の療養費について、審査体制の強化などその適正な支給を求める意見が多かったこと、会計検査院等からも指摘を受けていること、療養費は国民医療費の伸びを近年上回って増加している現状などを踏まえ、平成24年療養費改定において適正化するとともに、関係者による検討会を設け、中・長期的な視点に立って、柔道整復療養費等の在り方の見直しを行う。

（中略）

以上のほか、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、産休期間中の保険料免除といった年金改革とともに進めていくべき課題もある。当部会として意見の隔たりがあった点もあるが、社会保障・税一体改革は喫緊の課題であり、厚生労働省においては、当部会における種々の意見に十分に留意しつつ、改革を進められたい。

長期、多部位の施術に係る逡減導入の経緯

平成4年6月～ 逡減を導入	多部位施術の見直し ・ 施術部位が3部位以降の施術に係る後療料、温罨法料、冷罨法料、 電療料を減額 「100／100」→「90／100」 長期施術の見直し ・ 施術期間が6か月超の月の施術に係る後療料、温罨法料、冷罨法 料、電療料を減額 「100／100」→「90／100」
平成6年6月～	・ 3部位目以降の減額割合を見直し 「90／100」→「80／100」 ・ 長期施術期間及び減額割合の見直し 「6ヶ月超」→「5ヶ月超」 「90／100」→「80／100」
平成8年6月～	・ 長期及び多部位の適正化として、「6ヶ月以降」3部位以上の場合 は、1,200円の定額制の導入。 ・ 4部位目以降の減額割合を見直し 「80／100」→「50／100」 ・ 5部位目以降の減額割合を見直し 「80／100」→「25／100」 ・ 6部位以降は5部位目に包括
平成12年6月～	・ 4部位目以降の減額割合を見直し 「50／100」→「45／100」 ・ 5部位以降は4部位目に包括
平成14年6月～	・ 4部位目以降の減額割合を見直し 「45／100」→「33／100」
平成16年7月～	・ 4部位目以上請求の場合は、申請書に全ての負傷名に係る具体的 な負傷原因を記載することとした。
平成22年6月～	・ 3部位目以降の減額割合を見直し 「80／100」→「70／100」 ・ 4部位以降は3部位目に包括 「33／100」→0

		～4年5月	4年6月～	6年6月～	8年6月～	12年6月～	14年6月～	22年6月～
多 部 位	1部位目	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	2部位目	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	3部位目	100%	90%	80%	80%	80%	80%	70%
	4部位目	100%	90%	80%	50%	45%	33%	－
	5部位目	100%	90%	80%	25%	－	－	－
	6部位目～	100%	90%	80%	－	－	－	
長 期	期間	－	6か月超	5か月超	5か月超	5か月超	5か月超	5か月超
	減額割合	－	90%	80%	80%	80%	80%	80%

柔道整復療養費改定の推移

柔道 整復 療養費	区 分		平成１０年７月	平成１２年６月	平成１４年６月	平成１６年６月	平成１８年６月	平成２０年６月	平成２２年６月	現行
	改定率		０．８％	１．１％	△０．６５％	０．０％	△０．７５％	０．２１％	０．００％	－
	初検料		1,165円 → 1,270円 (＋ 5円) ※ 1				1,270円 → 1,240円 (△ 30円)			1, 2 4 0円
	初検時相談支援料		－	－	－	－	－	【新設】 50円		5 0円
	再検料		230円 → 250円 (＋ 20円)		250円 → 240円 (△ 10円)		240円 → 270円 (＋ 30円)			2 7 0円
	往療料				2,000円 → 1,875円 (△ 125円)		1,875円 → 1,870円 (△ 5円) ※ 2	1,870円→1,860円 (△ 10円)		1, 8 6 0円
	打撲・捻挫施療料									7 4 0円
	後療料	骨 折	620円 → 630円 (＋ 10円)							6 3 0円
		不全骨折・脱臼	520 → 530円 (＋ 10円)							5 3 0円
		打撲・捻挫		460円 → 470円 (＋ 10円)				470円 → 500円 (＋ 30円)		5 0 0円
	温電法加算						80円 → 75円 (△ 5円)			7 5円
	電療料									3 0円
	冷電法									8 0円
	金属副子加算	大								1, 0 3 0円
		中								9 1 0円
		小								6 8 0円
	施術情報提供料									1, 0 0 0円

※ 1 平成９年４月１日から1,165円となっている。

※ 2 8km超えは一律2, 400円を加算する。